

第8回 司法書士プレスセミナー

放っておくと会社が解散!?

～みなし解散と株主リストの制度について～

【日時】 平成28年9月23日（金）午後1時30分～午後3時

【場所】 司法書士会館 6階会議室

（東京都新宿区本塩町9番地3）

【テーマ及び発表者】

- 株式会社のみなし解散制度について
- 商業登記における株主リスト提出制度について

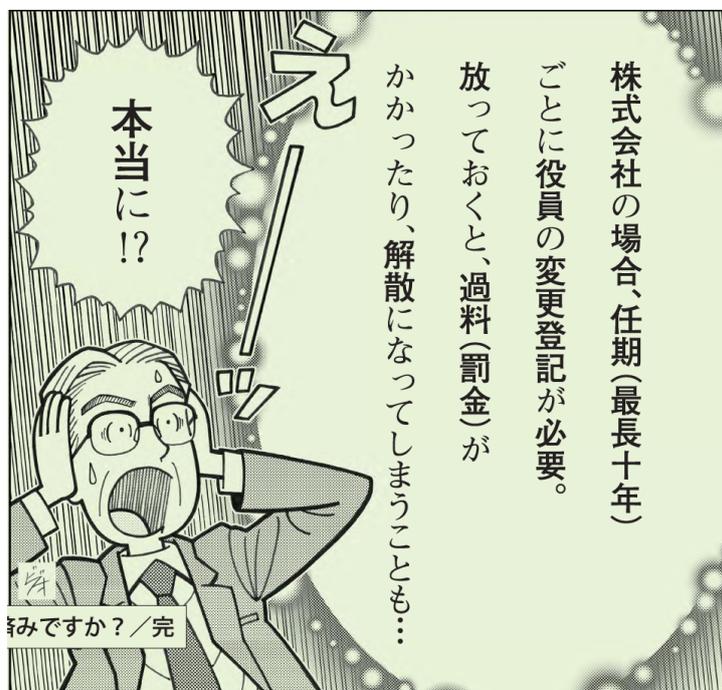
日本司法書士会連合会 副会長 樋口 威作夫
同商業登記・企業法務対策部部委員 内藤 卓



平成18年の会社法施行により株式会社の役員の任期は最大で10年にすることができるようになりました。今年が会社法施行からちょうど10年目にあたり、多くの会社が任期満了時期を迎えます。役員の任期が満了していながら、役員選任（再任も含む）の手续や登記を行っていない場合には過料処分の対象となります。さらに、何の登記もしていない状態が12年続くと、「休眠会社」として、みなし解散による整理の対象となり、最悪の場合、その会社は解散したものとみなされ、解散登記が職権で行われることになっています。

また、今年の10月1日より、株主総会の決議を要する事項に関する登記をする際には、株主の住所氏名や持株数などを記載した「株主リスト」を提出することが必要になりました。

本セミナーでは、みなし解散制度の概要、みなし解散の現状、そして株主リスト提出制度について、実際のリストのサンプルを見ながら解説いたします。



（役員変更登記はお済みですかポスターより）

○本件に関するお問い合わせ

日本司法書士会連合会 事務局事業部広報課 担当：白洲（しらす）、井出（いで）

TEL:03-3359-4171 FAX:03-3359-4175

E-mail:press@nisshiren.jp

FAX 03-3359-4175

※ご出席いただけます場合には、会場準備の都合上、前日 17:00 までに、本「参加申込書」を FAX または E-mail (press@nisshiren.jp) にてお知らせくださいますようお願いいたします。

※当日ご出席いただく場合は、本「参加申込書」またはお名刺をお持ちください。

※FAX番号のかけ間違い（特に市内局番の間違いが多発）によりご迷惑をおかけするケースが発生しております。FAX番号はお間違えのないようお願いいたします。

【返信の宛先】日本司法書士会連合会事務局事業部広報課 行

第8回司法書士プレスセミナー

えっ？

放っておくと会社が解散！？

～みなし解散と株主リストの制度について～

参加申込書

【日 時】 平成28年9月23日（金）午後1時30分～午後3時

【場 所】 司法書士会館 6階会議室（東京都新宿区本塩町9番地3）

貴社名 貴団体名	
御所属	
ご芳名	(計 名)
TEL/FAX	
E-Mail	
通信欄	



○本件に関するお問い合わせ先

日本司法書士会連合会 事務局事業部広報課担当：白洲（しらす）、井出（いで）

TEL：03-3359-4171 FAX：03-3359-4175 E-mail：press@nisshiren.jp